

令和7年度 取手市立取手小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめはの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしかからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立たなければならない。

本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。また、取組の中には、「こども基本法」に係るす

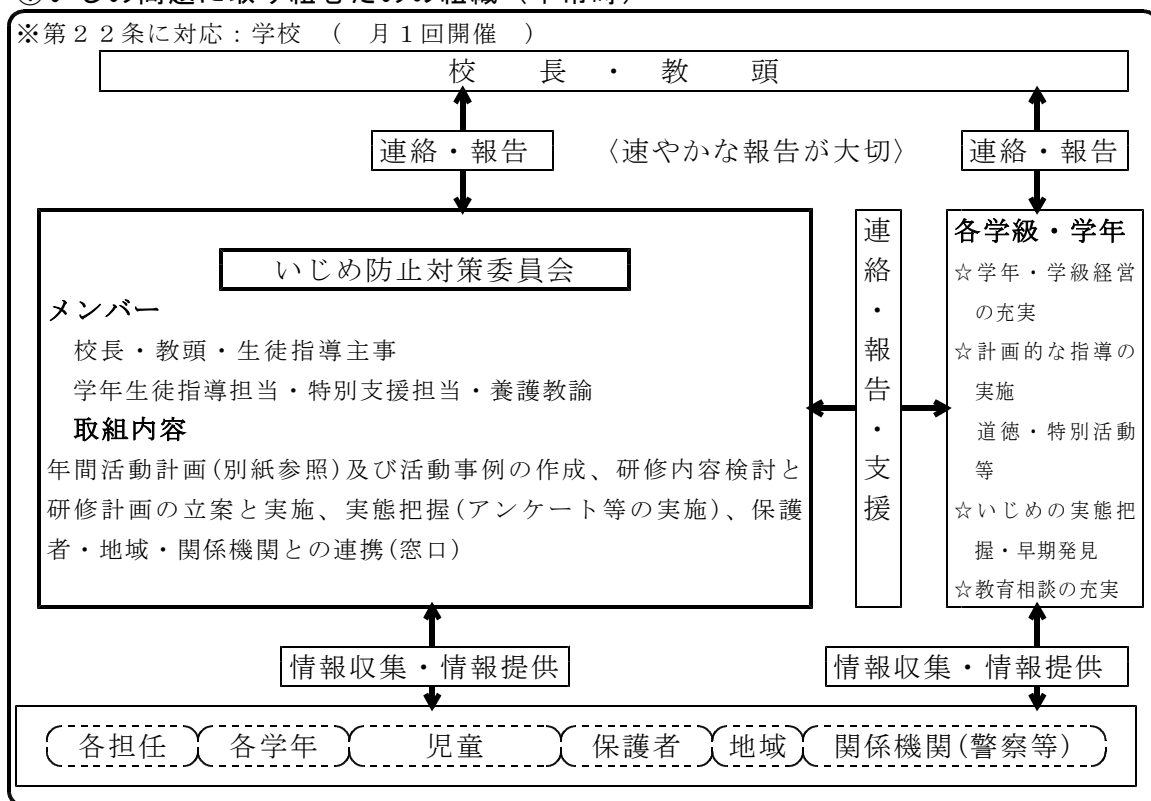
る、こどもの権利に関することなども盛り込まれてはいるが、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などが守られ、保証されるいじめ防止基本法針でなければならない。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

※第22条に対応：学校（月1回開催）



②児童のよさを伸ばす教師のかかわり

常に共感的なかかわり方をするよう心がけ、児童が前向きに、意欲的に活動に取り組めるように支援していく。

③学年・学級経営の充実

学級会活動では、児童の提案や意見を積極的に取り入れ、自己有用感を高めるようにする。また、全クラスでクラス自慢を作成・掲示し、自己存在感を高めるようにする。さらに、帰りの会で友達のよいところを探して発表し合うなど、温かい学級の雰囲気づくりに努め、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

④授業における生徒指導

生徒指導実践上の4つの視点を生かし、各教科等の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりを行う。

〔生徒指導実践上の4つの視点〕

ア 自己存在感の感受

児童の多様な学習の状況や興味・関心に応じた、わかる授業、たのしい授業となるよう心がける。

イ 共感的な人間関係の育成

児童が、間違いやできないことについて、お互いの考えに関心を抱き合う授業づくりに努める。

ウ 自己決定の場の提供

授業で、児童が意見を発表したり、対話で議論したりする機会をつくる。

エ 安心安全な風土の醸成

学校が、児童にとって自分が大切にされている、認められていると感じる場所となるよう心がける。

⑤児童会活動の充実

自分たちで活動を企画し実践していく活動をできる限り取り入れ、自己有用感を高めたり、望ましい人間関係を築けるようにする。また、企画集会委員会のいじめ防止月間の取組やいじめ防止集会、マナーアップ委員会のあいさつ運動などを充実させ、学校全体で共感的人間関係を築くことができるよう働きかけていく。

⑥「里仁の教え（思いやりと感謝の心）」を生かした道徳や体験活動等の充実

道徳や体験活動を充実させ、多様な考え方や生き方に触れさせるようにする。また、体験活動の後はお世話になった方へお礼の手紙を書くようにし、感謝の気持ちをもつことができるように指導していく。

⑦学校行事の充実

「いじめ防止集会」を行い、各学年で「いじめ防止月間」に行った取組を発表することで、学校全体でいじめ・暴力・暴言を排除する雰囲気をつくり上げる。

⑧ネット上のいじめの深刻さを理解させる取組

ネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者らに深刻な傷を与えかねない行為であることを理解する取組を生徒指導の取組等の年間計画に設定する。

⑨課題予防的な生徒指導の取組等→別紙1参照

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もある。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、けんかに至った経緯やふざけあいの背景をより丁寧に調査したうえでいじめかどうか、また、今後いじめにつながるかどうかを判断する必要がある。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①職員と児童の普段のかかわり

朝の挨拶や健康観察等において、職員が児童の様子をよく観察し、気になる児童には声をかけるなどして、児童の変化を見逃さないようにする。

②児童の自治的な取組

「いじめはしない・させない・ゆるさない」を合言葉に、児童全体がいじめを許さないという意識を持ち、気になる言動に対して、注意したり職員に報告したりするなど、児童一人一人がいじめ問題に対して立ち向かえるようにする。

③教育相談部会による支援

一人一人の子どもの悩みや困りごと、変化や小さなサインを発見し、教育相談主任が中心となって教育相談部会を組織し、情報を共有し、特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込むことのないよう、チームで支援できるようにする。

④「定期的な情報交換」による職員間のチェック

週に1回の職員終会において、情報交換をし、いじめの早期発見の機会とする。また、必要に応じて、学年の職員で「いじめチェックリスト」を活用して児童

の普段の生活の変化をチェックすることで、いじめの早期発見をする。

⑤いじめアンケート（児童）や学校評価にかかわる保護者アンケートの活用

毎月1回、児童を対象としたいじめに関するアンケートを行う。また、学校評価にかかわる保護者アンケートのいじめに関する項目からも、情報収集を図る。結果を基に児童と面談したり保護者と連絡を取ったりしていじめの実態を把握し、適切に対応する。長期休業をはさむ場合は、休業中に家庭と連絡を取り合い、児童に不安な思いをさせないようにする。また、休業明けも安心して登校できる環境を整えるようにする。

⑥たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

学校便りや学年便り、ホームページを通じて、また保護者会でいじめ防止の取組を紹介したり、いじめの兆候をお知らせすることで、いじめに該当する事案があれば報告してほしいことを伝える。

⑦家庭及び地域との連携

教育相談（随時）や個人面談（年2回）を行ったり、地域の見守りボランティアの方々と情報交換をしたりしながら、子どもたちの様子を把握することに努める。また、民生委員と学校との連絡会や学校運営協議会においても、情報交換を行う。

⑧いじめ問題に対する研修の充実

4月に「見守りたい児童」についての研修を行う。また、いじめの事例研究等を通して具体的な方策を立て、迅速で的確な対応のあり方を研修する。

⑨インターネットを通して行われるいじめに対する対策等

児童のインターネットに関する使用状況調査等を行い、現状を把握するとともに、児童に情報モラル教育を行う。

⑩いじめの相談・通報窓口について

いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

○学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ・取手市立取手小学校 教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任

住所 取手市東五丁目3番1号

TEL 0297-72-0059 FAX 0297-72-0056

Eメール:540401@sch.ibk.ed.jp

- ・取手小学校オンライン相談窓口

方法：児童用タブレットTeams各学年からの参加

○学校以外はいじめの相談・通報窓口

- ・取手市教育総合支援センター

住所：〒302-0034 取手市戸頭8丁目10番1号

TEL：いじめ相談専用ダイヤル 0297-63-2537

Eメール:sogoshien@city.toride.ed.jp

- ・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

方法：電話、メールやQRコードから、ホームページへの書き込み、来所

TEL：029-823-6770

Eメール:kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

電話・来所 月～金 9:00～17:00

Eメール、ホームページへの書き込みは24時間

・子どもホットライン（茨城県教育委員会）

方法：電話、FAX、Eメール

TEL：029-221-8181 FAX 029-302-2166

Eメール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

電話、FAX、Eメールともに24時間

・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

方法：電話、来所（要予約）

TEL：0296-71-3870

電話 月～金 8:30～20:00

土 8:30～17:00

（休日及び12/29～1/3までは除く）

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

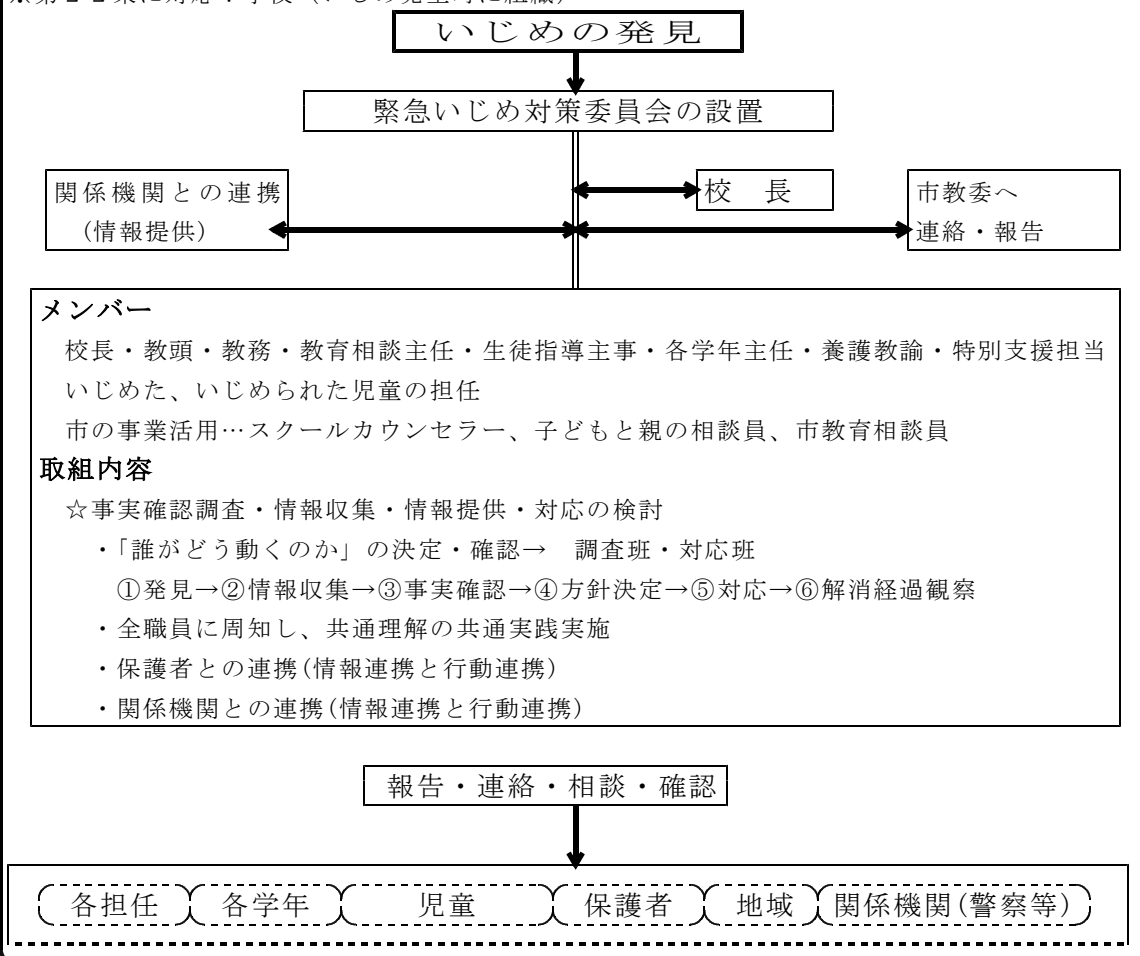
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談など、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



②いじめへの対応

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかにいじめを受けた児童の安全を確保するとともに、次の措置をとる。また、必要に応じて校長、教頭、教務主任、教育相談主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

ア いじめを受けた児童の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめを受けた児童を守り通すことを第一とする。また、いじめを受けた児童の保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 事実の正確な把握

いじめをうけた児童、いじめを行った児童及び周辺の児童から十分に話を聞き、いじめの事実を正確に確認する。また、アンケートや個別面談等を実施し、速やかに事態の把握を行う。

ウ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、すぐにやめるよう指導するとともに、決して繰り返さないよう指導する。また、指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することで、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

エ 周囲の児童への指導

いじめを受けた児童の問題にとどめず、いじめを受けた児童のプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題として捉え、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

オ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなど、関係機関への相談、協力を求める。

カ いじめの再発防止

「いじめに係わる行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月間が目安）継続していることである。また、いじめによる影響で、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることである。そのような「いじめが解消している状態であっても、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえて、前述の2要件をクリアしても日常的に注意深く観察し、継続的に見守っていく。

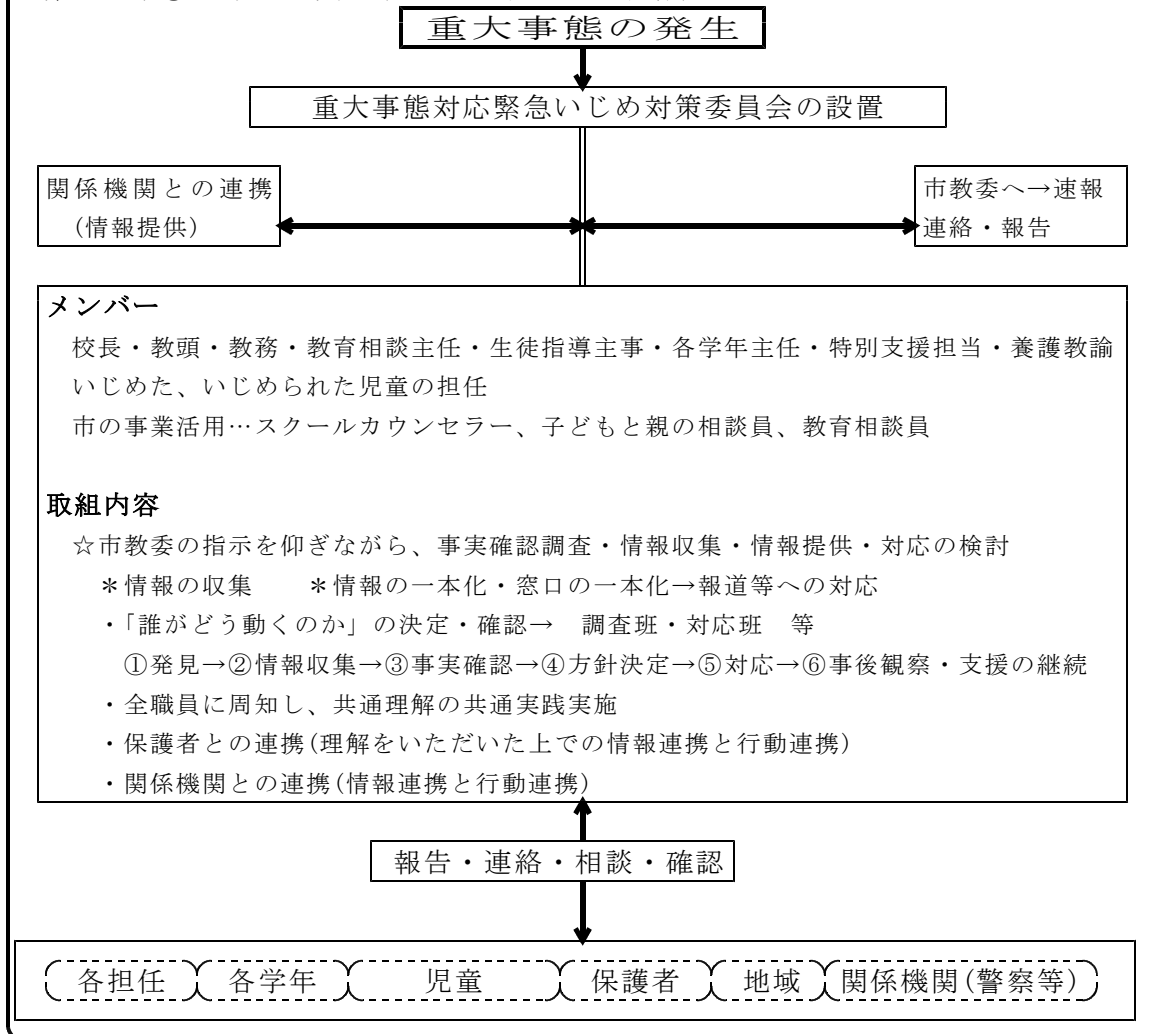
③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



ウ 上記組織を中心として、市教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童や職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・早期対応に関する取組について